

独立行政法人国立重度知的障害者総合 施設のぞみの園の平成22年度の業務 実績の評価結果

平成23年8月22日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足し、平成22年度は法人設立後8年度目にあたる。

今年度ののぞみの園の業務実績の評価は、平成20年2月末に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年度～24年度）の3年度目（平成22年4月～23年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成21年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

なお、評価に当たっては、のぞみの園が他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営への取組が求められる一方で、のぞみの園の設立目的が、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）により、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」とされており、「業務運営の効率化」と「サービスの質の確保」という質の異なる目標を課せられていることも考慮する必要がある。したがって、のぞみの園の業務運営に対する評価の留意点として、単に数値目標の達成状況に着目するのではなく、①業務運営の効率化に関しては、効率化を図るための取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がっていないか、②重度知的障害者の自立支援のための取組については、地域移行に向けての条件整備全般に亘って、施設利用者一人ひとりに対してどのような取組を行ったか、また、矯正施設等を退所した知的障害者の支援にどのように取り組んでいるのか、③調査・研究及び研修については、その内容が障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなっているか等の、業務内容の質の面にも力点を置いて評価すべきものであることを特記しておきたい。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

のぞみの園は、法の定める設立目的に沿った業務運営の着実な実施が求められるとともに、他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営が求められている。

こうした課題がある中で、平成22年度は第2期中期目標期間の3年度目であり、地域移行などの継続課題や第2期中期目標に示された、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者へのモデル的支援、内部統制・ガバナンス強化への取組などの新た

な課題に対して的確かつ効率的に対応し、目標を達成することが求められている。

このような状況の中、効率的な業務運営体制の確立に向けた取組として、平成22年度においては、①就労を望む利用者への支援体制の確立と充実を図るため、平成22年10月1日から就労継続支援B型事業を実施し、②施設利用者の高齢化や重度化等の経年的な進行に伴い、個々の利用者の心身状況に対応したサービス提供を図るとともに、③地域移行等による施設利用者の減少を踏まえ、平成23年4月1日実施の第四次寮再編に向けた準備を進めるなど、組織・実施体制を整備し、一層の業務内容の充実と新しい課題等への対応を図った。また、経費節減や運営費交付金以外の収入の増にも積極的に取組み、第2期中期目標に定める「運営費交付金（退職手当相当額を除く）の23%以上節減」を達成するため、常勤職員数については、定年退職者の後補充を原則行わないことや国家公務員の給与改定に準拠した給与改定により、人件費総額を縮減すること等により着実にその目標を達成していることを評価する。

これらを踏まえると、効率的な業務運営の確立に対し、目標達成に向けて確実に進展したものと認められるが、一方で、サービスの質の向上を図るとともに、平成20年度から実施している福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでいる。平成22年度においては、施設利用者の意向を十分に尊重した上で、地域移行の更なる進展に向けて、従来の取組（保護者・家族への働きかけ、地域移行通信の発行、移行予定先事業所での宿泊体験等）に加え、地域移行して5年経過した当事者の現在の暮らしを紹介するDVDを新たに作成するなど、より効果的な方法を企画・実施して、成果を上げていることを評価する。

これらの取組の結果、平成22年度においては、22名の施設利用者の地域移行を達成するとともに、新しく地域移行に同意した保護者は過去最高の33名となり、第2期中期目標の達成に向けて、様々なプロセスの実践をしっかりと実績に結びつけた点についても、評価する。

また、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」の充実強化を図るため、平成22年4月1日から専門家を新たに社会生活支援担当の参事として委嘱し、併せて関係職員をメンバーとする「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、参事の指導の下、支援技術等の向上を図る体制を整えた。そして、性犯罪や累犯窃盗を犯した中軽度の知的障害者など支援が難しい者について、平成20年度の2名に引き続き、21年度は3名、22年度には4名とこれまでに延べ9名の対象者を受け入れている。その結果、これまでに延べ5名（2

2年度2名)が地域生活に移行したことについて評価するとともに、今後も、この事業の全国的な拡大に向けて、国のモデル施設として必要な役割を十分に果たすことを期待したい。

また、調査・研究及び研修については、のぞみの園の設立目的に沿って重度の知的障害者の地域移行に関すること等をテーマとした多くの調査・研究及び研修を実施したほか、第2期中期目標の新たな課題である行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関することや福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の支援に関すること、また発達障害などの社会的に関心の高いテーマを選択し調査・研究及び研修に取り組んでいる。

平成22年度においては、重度・高齢の知的障害者の地域移行や行動障害等の支援が難しい知的障害者に対する効果的な支援に関する事項などの12の研究テーマを取り上げた。

また、障害者支援サービスのひとつである行動援護事業の普及促進や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等への支援に関する調査・研究及び研修について、内容・方法を工夫して取り組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

なお、のぞみの園は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した障害者や障害関係施設に対する支援に取り組んでいるが、今後も国立施設としてこれらの支援に積極的に取り組むことを要請する。

これらを踏まえると、平成22年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の3年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

なお、第2期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営体制の整備については、第1期中期目標期間からの継続課題への対応強化や、第2期中期目標における新たな課題に的確に対応するため、①就労を望む利用者への支援体制の確立と充実を図るため、平成22年10月1日から就労継続支援B型事業を実施し、活動支援部を就労支援部に改組する等したこと、②福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域移行と地域定着に向けた支援の充実強化を図るため、平成22年4月1日から専門家を新たに社会生活支援担当の参事として委嘱し、併せて関係職員をメンバーとする「矯正施設等を退所した知的障害者支援

プロジェクトチーム」を設け、参事の指導の下、支援技術等の向上を図る体制を整え、さらに、平成23年1月から空き寮を活用した「自活訓練ホーム（定員7名）」を試行的に開設し、自立に向けての専門的な支援を行うための体制を整えたこと、③施設利用者の高齢化・重度化等が経年的に進行し、個々利用者の心身状況に配慮したサービス提供を図るため、医療的配慮グループ等への転寮を行うとともに、地域移行等による施設利用者の減少を踏まえ、平成23年4月1日実施の第四次寮再編（17か寮→16か寮）に向けた準備を進めたことにより、第2期中期目標期間の3年度目として、その目標達成に向けた組織的な体制を整備した。

また、人件費改革への取組については、国家公務員の給与改定に準拠した給与改定を行い、俸給の0.19%の引下げ及び特別手当支給割合を役員は0.15月分、職員は0.2月分引下げを行った。

常勤職員数については、平成20年度期首に対して平成22年度期末で41名を削減した。この結果、人事に関する計画を大きく上回る実績を上げるとともに、数値目標として掲げる「平成20年度期首に対し、平成24年度末で20%以上を削減（52名以上の削減）」の約8割を3年度目で達成し、第2期中期目標の達成に向けて大きく進展したことを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保を図るなど施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意されたい。

内部統制・ガバナンス強化への取組については、整理合理化計画に基づく横断的な措置として、全ての独立行政法人に対してその取組が求められたものであるが、3年度目となる平成22年度においては、第三者の専門家による業務支援契約による業務支援を受けながら、内部統制向上検討委員会が主体となりリスクの発生の防止に取り組む継続的な仕組みを構築することとしている。同委員会の指導の下行った職員へのアンケート調査の結果、優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成22年度も継続して取り組み、また、阻害要因（リスク）一覧について、再見直しを行い、更に、「内部統制の取組について」をテーマとした職員研修会を3回開催し、内部統制の必要性や取組内容等について、職員間の共通の認識を深めた。このように、利用者への福祉サービスの質の向上など業務運営の目標達成のため、内部統制の効果的かつ効率的な体制整備を図り、積極的に取り組んだことは認められる。

また、施設利用者の事故防止対策については、事故防止対策委員会を毎月定期的に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止対策を検討し、その検討結果については、各部所に周知し、注意を喚起しているところであるが、平成22年4月に、認知症と診断され、不眠、徘徊、転倒、物投げ等の行動が顕著となった男性利用者（56歳）が、紙オムツを喉に詰まらせ死亡するという

事故が発生した。

事故後、直ちに事故防止対策委員会にて事故を検証し、①事故発生時の対応マニュアルの整備、②夜間巡視マニュアルの見直し（呼吸状態の確認等）、③特別職員研修会の実施（効果的なオムツの装着法）、④救急救命講習会の実施（AEDの使用法等）、⑤特別養護老人ホーム等外部機関への介護研修、⑥吸引器、離床センサー等の設備及びAEDの設置等の再発防止策を講じるとともに、職員への周知を徹底し、再発の防止に努めたことは認められる。

入所施設においては、重大な事故の発生防止に最大限努力すべきであり、今後とも、再発防止対策の徹底と職員への注意喚起に一層努めることを強く要望する。

経費の節減については、平成22年度においては、前述した人件費総額の縮減に取り組んだほか、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件については全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。自己収入については、短期入所枠の拡大と日中一時支援の拡大による収入の増、発達障害等の一般外来患者の増等に伴う診療収入の増、地域の生活介護事業所の通所利用者の増による収入の増などを図るとともに、国の補助事業、地方自治体からの受託事業を積極的に実施した。これらの取組の結果、第2期中期目標において設定された運営費交付金の節減目標（23%以上の節減）や総事業費に占める自己収入の比率目標（40%以上）を上回っており、着実に取り組んでいるものと評価する。

効率的な施設・設備の利用については、生活支援部の生活寮の再編により空き寮となった建物を自活訓練ホームとして活用した。また、地域福祉の観点から、障害者への理解を深めるための取組として、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催する等、積極的に施設・設備の有効活用に努めていることを評価する。保有資産の大半は、山林、保安林であるため資産価値が低く、売却が極めて困難であるとされているが、今後、行政や地域住民など幅広い方々からの意見を聞くなど、引き続き活用方策について検討されたい。

業務運営における合理化の推進については、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件は全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、合理化を計画的に進めているものと認められる。

（2）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①-1 自立支援のための取組（地域移行）

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでおり、地域移行した者に対しては、生活の適応状況をフォローアップしていることが認められる。

平成22年度においては、年度目標（15名～20名）を昨年度と同様に上回り、

22名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所していることを評価する。

このような更なる成果を上げるため、従来から取り組んでいる1)保護者総会、保護者懇談会等を利用した、保護者への個別面談、2)地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、3)施設利用者の地元の事業所を調査し、保護者へ紹介、4)地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行（年間6回）、5)来園機会が少ない保護者宅等への訪問、6)移行予定先事業所での宿泊体験に加え、平成22年度においては、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを制作し、移行後の生活の理解と安心を得られるよう活用したことなどの取組みを行った結果、新たに同意した保護者が33名となり、年度目標の25名程度を大幅に上回ったことを評価する。

また、移行先確保のため重点都道府県を設けて各自治体に協力要請を行い、受入先施設・事業所等の開拓を行ったことを評価する。

なお、地域生活への移行が困難な要因・理由として、1)保護者・家族の同意が得られにくいこと、2)施設利用者本人の体験不足、3)移行先の確保が困難なこと等問題があげられるが、これまで蓄積された支援技術と経験を活かして、施設利用者本人の意向を最大限尊重し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれない。

①-2 自立支援のための取組（行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援）

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者（以下「矯正施設等退所者」という。）への支援事業」については、矯正施設等退所者の中には福祉サービスを受けていないケースが多く、このことが再犯を繰り返す一因と考えられることから、矯正施設等退所者が地域社会での生活を円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設等における当該支援事業の取組みの普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。平成22年4月1日からは、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、関係職員9人を他の職と兼ねて任命した。その受入実績は、平成20年度2名、21年度3名、22年度4名の合計9名であった。いずれも、性犯罪、累犯窃盗を犯した中軽度の知的障害者や人間関係が作れず出身地に戻れないなど支援の難しい事例であるが、9名のうち5名（22年度2名）が地域生活に移行したこと、平成23年1月から空き寮を活用した「自活訓練ホーム（定員7名）」を試行的に開設し、自立に向けての専門的な支援を行うための体制を整えたことは評価する。

さらに、従前より取り組んでいる著しい行動障害等を有する者に対する支援として、1)自閉症及び行動障害に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を参事（非常勤）として平成21年度に引き続き委嘱し、特別支援グループを中心に支援技術の指導及び助言を受け、2)その実施体制として「自閉症支援者育成プロジェクトチームⅡ」を設置し、参事の指導の下で自閉症や行動障害への適切な支援ができる職員の育成を図り、効率的な運営を行った。

これら著しく支援が困難な者の支援については、全国の知的障害者施設においても直面している課題であるので、のぞみの園においてモデル的な支援の確立に向けて、引き続き事業を積極的に推進することを希望する。

① - 3 自立支援のための取組（高齢知的障害者への自立支援への取組）

のぞみの園における入所利用者の高齢化への対応は喫緊の課題であることから、高齢者支援グループ（平成21年度実施の第三次寮再編により高齢者支援寮を増設）を中心として対応しているところであり、入所利用者の心身状況に配慮した福祉サービスの提供を図るため、適宜、医療的配慮グループや高齢者支援グループ各寮への転寮を実施している。

さらに、のぞみの園における高齢者支援のあり方を検討するため、高齢者支援のあり様や高齢者への介護技術の向上等の視点から県内外の特別養護老人ホームでの実務研修を実施し、支援者の育成を図るとともに、資料の収集を行っている。支援の実際場面においては、高齢者支援に関して高い知見と経験を有する専門家（指導助言者）を、平成21年度に引き続き招聘し、高齢者支援グループを中心に、支援者の姿勢や環境等に関する指導及び助言を受けている。また、平成22年6月から平成23年2月までの間、指導助言者を講師として、隔月で「高齢者支援セミナー」を開催し、高齢知的障害者への適切な支援についての研鑽を図ったことを評価する。

また、認知症と疑われる高齢知的障害者への適切な支援については、「重度高齢知的障害者の認知症ケア研究チーム」を設置し、認知症を発症した重度知的障害者を対象として、認知症罹患前後の行動変容とその支援方法の変化について記録の分析を行い、認知症罹患後の支援方法について検討を行った。

加えて、高齢化等による機能低下により、日中活動への取り組みに困難を来している利用者を対象に、身体機能の維持を図るプログラムの開発を目的として、平成22年5月に、生活支援員、理学療法士等による「介護予防プロジェクトチーム」を設置し、機能維持を図るメニューの開発を行ったことを評価する。

② 調査・研究

調査・研究については、国立のぞみの園研究会議において、その内容に関する審

議・評価が行われ、調査・研究結果に対する指導・助言を受けた。

平成22年度においては、重度・高齢の知的障害者の地域移行や行動障害等の支援が難しい知的障害者に対する効果的な支援に関する事項など、全国の障害福祉の現場に密接に関係する12の研究テーマを取り上げた。

これらのうち、1)障害者自立支援法に基づく支援サービスのひとつである行動援護の全国的な普及と標準化を図るための効果的な実施の調査・研究、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者を受け入れる福祉施設職員向けの研修プログラムの開発に関する調査・研究を行うなど、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を行った。さらに、2)法人の独自研究として、重度・高齢の知的障害者の地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究を引き続き実施したほか、高齢知的障害者の摂食・嚥下障害に関する研究に積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを評価する。

また、調査・研究の成果の積極的な普及・活用については、1)ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物やのぞみの園ホームページへの掲載による公表、2)支援の現場で活用できる小冊子の配布、3)講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行っている。特に、矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行へ向けての支援プログラムを、障害福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター、更生保護施設向けにそれぞれ別冊として作成し、また、重度・高齢知的障害者の地域移行を推進するための職員ハンドブックを作成したことを評価する。

③ 養成・研修

養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。平成22年度においては、行動援護事業の従業者の養成及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援など国の政策課題をテーマに、一部の事業について厚生労働省から補助を受けて全国規模のセミナーを実施したほか、法人の独自事業として、社会的に関心の高いテーマである発達障害と家族支援についても福祉セミナー等を実施し、多くの参加者を得ている。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究により開発した実習プログラムの検証を行うなど、実習の充実にも取り組んでいる。

このうち、行動援護の普及に関するセミナーについては、全国的な普及拡大が遅れている状況を踏まえ、平成21年8月に実施した行動援護従業者養成研修インストラクターパワーアップ研修を修了した者を講師、インストラクターとして、全国2か所で行動援護従業者養成研修中央セミナーを開催し、また、矯正施設等を退所

した知的障害者の地域生活支援に関するセミナーにおいて、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」で開発したプログラムを活用するなど、その実施方法、内容を工夫しており、養成・研修に対して積極的に取組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

今後も、国のモデル施設として、国の政策課題に関連する取組を継続するとともに、知的障害関係施設等の支援に従事する者等に対する養成・研修事業の一層の充実に努めていくことを期待する。

④ 援助・助言

援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター（年4回、各3,500部発行）に掲載（年2回）するとともに、平成22年度に作成したリーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者やのぞみの園の職員が講師として参加した研修会の参加者に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などからの相談件数は、平成22年度は175件の実績となり、昨年度の138件と比較して大幅に件数が増加した。

このように、援助・助言の利用拡大を図るため、ニュースレターへの掲載やリーフレットの配布など広報に努め、相談件数が昨年度と比べ大幅に増加したことは評価する。

なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が5千件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じている。

⑤ その他の業務（附帯業務）

その他の業務（附帯業務）のうち、診療所については、適切な診療スタッフと設備等を確保し、施設利用者の高齢化等を踏まえた医療を提供している。具体的には、施設利用者の高齢化に伴う心身の機能低下や疾病等への的確な対応のため、施設利用者の健康管理や医療的ケアの必要な生活寮への訪問看護、専門家による摂食・嚥下の指導、シーティング（良姿勢保持）指導を定期的実施した。その他、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対しては、精神科医や臨床心理士等が協力し、積極的に支援に加わり、精神面からのケアも行うことができた。また、児童精神科医の常勤化により、地域の知的障害者、発達障害児の受診が容易になり、発達障害等の一般外来患者が増加したことにより、診療収入が前年度に比べ増加したことは認められる。さらに、保護者を含めた家族心理教育を実施するなどの取組が

展開された。このように診療所は、地域の発達障害に関する医療の拠点としての役割も担っていることから、地域医療に対する貢献についても積極的に対応していることを評価する。

さらに、地域の障害者支援の充実については、地域の障害者を対象とした短期入所や日中一時支援事業等の障害福祉サービスを実施しているなど地域の障害者に対する多様なサービスの提供に努めており、特に既存の施設外生活介護事業所においては、有償ボランティアを講師とする様々な趣味的活動及び創作的活動などについて多彩なメニューを設け、利用者の拡大に努めるなど、工夫した取組を進めていることが認められる。

⑥ サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や、行政担当者、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」は、平成22年度においては、利用者の死亡事故及び再発防止対策の徹底、平成21年度業務実績評価に関する結果、東日本大震災の被害状況の報告等を議題として、3回開催し、数値目標以上（原則年1回以上開催）の成果を上げていることが認められる。

(3) 財務内容の改善等について

平成22年度における総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、51.0%となっており、平成21年度に引き続いて、第2期中期目標に定める「40%以上」を大幅に超え、計画以上に進展していることを評価する。

また、職員の採用等の人事に関する計画については、平成22年度末の職員数が234名であり、平成21年度末の246名に対し実績で12名を削減するなど平成21年度までに削減した29名と併せて41名を削減し、第2期中期目標（△52名）の約8割を達成するとともに、人件費総額についても、約4億円を縮減しており、意欲的に取り組んでいることを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう、特に福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。

施設・設備に関する計画については、補正予算において施設整備費が認められたことにより、工事全体の計画を見直す必要が生じたため、翌年度に繰越を行っているが、やむを得ないものと認められる。

(4) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

(1) 当期総利益（又は当期総損失）

該当なし

(2) 利益剰余金（又は繰越欠損金）

該当なし

(3) 運営費交付金債務

平成22年度においては、予算、収支計画及び資金計画等に基づき実施しているものと認められる。このうち、総事業費に占める自己収入の比率が目標を上回り、51.0%となったことを評価する。

運営費交付金の執行率が90%以下になっているが、人件費支出の削減及び効率的な執行に努めた結果であり、正当なものと認められる。

② 保有資産の管理・運用等について

(1) 保有資産全般の見直し

敷地総面積232万㎡のうち、8割は資産価値の低い山林、保安林である。売却可能性のある土地（宅地）は0.5%（1万㎡：2億円）であるが、起伏の険しい山林を切り開いているため、市街化調整区域・遺跡埋蔵地域・砂防指定地域に指定されており、売却は極めて困難と認められる。

(2) 資産の運用・管理

引き続き、行政や地域住民等の意見を聞くなどして、資産の活用方策について検討されたい。

③ 組織体制・人件費管理について

(1) 給与水準

平成22年度の給与水準についてラスパイレス指数が国家公務員に対し96.0、他の独立行政法人に対し90.9と極めて低い水準となっていることから、のぞみの園の給与水準は適正であると認められる。

(2) 総人件費

平成22年度は、常勤職員数の削減、国家公務員の給与改定に準拠した俸給の引下げ等により、人件費の削減に取り組んだことは評価する。

(3) その他

法定外福利費の健康診断、人間ドック等の支出は、必要なものであると認められる。

④ 事業費の冗費の点検について

庁費及び旅費については、概ね実施計画どおりに執行しており、事務経費等の駆け込み執行や不要不急な出張は行われてないと認められる。引き続き、不要な支出を生じないよう取り組まれない。

⑤ 契約について

(1) 契約に係る規程類、体制

二次評価で意見のあった契約に係る規程の整備に関しては、全て実施済みである。

入札・契約の実施状況については、監事、会計監査人、契約監視委員会から関係書類等のチェックを受けており、また、企画競争を行う際には、プロポーザル委員会を法人内に設置し適切に審査を行っており、個々の契約について必要な検証・評価がなされていると認められる。引き続き、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価・見直しに取り組まれない。

(2) 随意契約等見直し計画

随意契約等見直し計画における随意契約件数が目標に達していないが、東日本大震災の影響による電力使用契約の一般競争入札の応札者の不在や、一般競争入札の落札者の契約辞退など、結果的に随意契約となった事案であり、やむを得ない理由によるものと認められる。引き続き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式の実施に取り組み、随意契約等見直し計画の達成に向けて取り組まれない。

(3) 個々の契約

(1) で述べたとおり、個々の契約について必要な検証・評価がなされている。引き続き、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価・見直しに取り組まれない。

⑥ 内部統制について

内部統制については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、①リスク対応に重点を置いた取組、②内部監査の実施、③継続的なモニ

タリングによる内部進行管理の充実、④施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び⑤業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、のぞみの園の内部統制の課題に対して、組織が一体となって対応する仕組みの構築が有用であることから、職員研修会、リスク評価アンケートなどを通じて多くの職員が参画し、組織が抱える課題を職員一人ひとりの問題として理解・認識して取組みを実施し、利用者の福祉サービスの質の向上に努めている。

内部統制の取組みについては、リスク対応計画の取組みによる業務効率化・有効化状況を調査し評価することが必要であるので、内部監査等において、その実施状況を確認し、監査結果を当法人ホームページに掲載し、内部統制・ガバナンス強化に努めていると認められる。

⑦ 事務事業の見直し等について

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたもの（「施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。」）の対応状況は、施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、職員数の減（22年度期首：256人→23年7月1日現員：239人）、管理部門の非常勤職員数の減（22年度期首：12人→23年7月1日現在：10人）、また有償図書の作成を行い自己収入の増を図るほか、配布する資料等の紙質を落とし事務費の節減を図るなど、業務運営の効率化を図っていることを評価する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、意見は寄せられなかった。